

天童市告示第 2 4 号

天童市山口西工業団地分譲要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 6 日

天童市長 山 本 信 治

天童市山口西工業団地分譲要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市における新しい産業集積の拠点となる工業団地を形成するため、山口西工業団地（以下「工業団地」という。）の用地分譲に関して必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第 2 条 工業団地の用地の分譲（以下「分譲」という。）の申込みができる企業等は、次に掲げる要件を満たす企業等とする。

- (1) 製造業を主業としていること。ただし、製造業を営む目的で申込みをする場合は、この限りでない。
- (2) 市内労働者を積極的に雇用し、地域経済の発展に資すること。
- (3) 公害防止に配慮し、地域の環境保全に努めること。
- (4) 事業計画及び資金計画が適切で、かつ、工業団地の分譲用地買受け及び操業に必要な資金を有すること。
- (5) 分譲地に係る所有権移転登記手続の日から起算して概ね 3 年以内に操業を開始すること。
- (6) 関係法令を遵守すること。

(分譲申込)

第 3 条 分譲を希望する企業等は、山口西工業団地買受申込書（様式第 1 号）に、次に掲げる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 法人の登記簿謄本

(契約の締結)

第 4 条 市長は、前条の規定により分譲の申込みを行った企業等が分譲先として適当であると認める場合は、当該企業等と速やかに分譲契約を締結するものとする。この場合において、当該分譲用地の処分が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条に該当するときは、

当該契約は議会の承認を得たときにその効力を生じるものとする。

(契約の解除)

第5条 市長は、分譲用地の所有権移転の日から起算して5年を経過する日までの間に、分譲契約を締結した企業等（以下「分譲企業等」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、分譲契約を解除することができる。

- (1) 分譲契約に違反したとき。
- (2) 分譲企業等が解散したとき。
- (3) 公害防止に必要な措置を講じなかったとき。

(契約の解除に対する措置)

第6条 市長は、前条の規定により契約を解除したときは、当該分譲用地を買い戻すことができる。この場合において、分譲契約に定める売買代金の20パーセントに相当する額を違約金として徴収するものとする。ただし、分譲企業等にやむを得ない事由があると認めるときは、当該違約金を減額し、又は免除することができる。

2 分譲企業等は、市長が前条の規定により契約を解除したときは、自己の負担において、市長が指定する期日までに当該分譲用地を原状に回復して市へ返還しなければならない。ただし、分譲企業等がこれを履行しないときは、市が分譲企業等に代わって分譲用地を現状に回復し、分譲企業等にその費用を請求することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、分譲に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）天童市長

所在地

企業名

代表者

印

山口西工業団地買受申込書

山口西工業団地の用地を買い受けたいので、下記のとおり申込みます。

記

1 取得希望面積

2 取得希望区画

3 その他

（宛先）天童市長

所在地
 企業名
 代表者名 印

事業計画書

1 会社の概要

会社名		代表者名	
所在地			
設立日		資本金	
業種		事業内容	
担当者		電話番号	

2 新工場の計画概要

用地面積	m ²		用途		
製造品目等			出荷予定数量		
出荷予定額	万円		操業開始予定	年 月	
施設等整備計画	区分	面積	構造	事業費	工期
	工場等	m ²		円	から 年月 年月 まで
	付帯施設	m ²		円	
	駐車場	m ²		円	
	緑地等	m ²		円	
	その他	m ²		円	
	計	m ²		円	

3 雇用計画

区分	市内		市外		計		合計
	正社員	その他	正社員	その他	正社員	その他	
現従業員							
新規雇用予定							
計							